

健康保険証の廃止およびマイナ保険証等による医療機関等への受診の仕組みについて

令和6年9月 ※令和7年9月更新
東京紙商健康保険組合

※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

健康保険証の廃止について

令和6年12月2日に**健康保険証は廃止**され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

現在の健康保険証 / **令和6年12月2日**に廃止（経過措置として**令和7年12月1日**までは使用できます。）
令和7年12月2日に使用停止（保険証として**使用できなくなります。**）

令和7年12月1日までに、次のいずれかに変更が必要です。

1. マイナ保険証（マイナンバーカード）

- ・マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- ・登録がお済みであれば、現時点でもご利用いただけます。 ※オンライン資格確認を実施している医療機関等に限りです。

2. 資格確認書

- ・マイナ保険証をお持ちでない（マイナンバーカードを取得していない、保険証利用登録を行っていない等）方に対して、健康保険組合が発行します。
※令和6年12月1日までに東京紙商健康保険組合に加入された（している）方は、令和7年夏頃に発行します。
- ・有効期限（最長5年）があり、令和6年12月2日より発行・使用開始となります。

現行の健康保険証の取り扱いについて (令和6年12月2日以降の取り扱い)

健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

【健康保険証の回収について】

令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、従来通り**回収が必要**ですが、**令和7年12月2日以降**については**回収が不要**となります。

【健康保険証の取り扱い一覧表】

年月日	マイナ保険証	現行の健康保険証		
		使用	新規発行	資格喪失後の回収
令和6年12月1日まで	可	可	可	必要
令和6年12月2日から 令和7年12月1日まで	可	可	不可	必要
令和7年12月2日以降	可	不可	不可	不要

「資格確認書」について

マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方については、東京紙商健康保険組合より「資格確認書」の発行を受けることで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の発行は下記のとおり行います。

新規加入者	資格確認書は、令和 6 年12月 2 日以降、資格取得届等によるご本人様からの<u>申請に基づき</u>、事業所様を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者様に発行します。 ※新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り<u>資格取得届の提出時に申請をお願いします。</u>（資格取得届等に資格確認書の発行希望欄を設ける予定です）
既存加入者	令和 7 年10月下旬に、東京紙商健康保険組合が必要と判断した方に資格確認書を発行します。 （令和7年9月22日時点のデータを基に作成します） ※マイナ保険証をお持ちでない方に、申請不要で発行します。

資格確認書の有効期限内に資格を喪失した場合、資格確認書の回収（健保へ返却）が必要です。

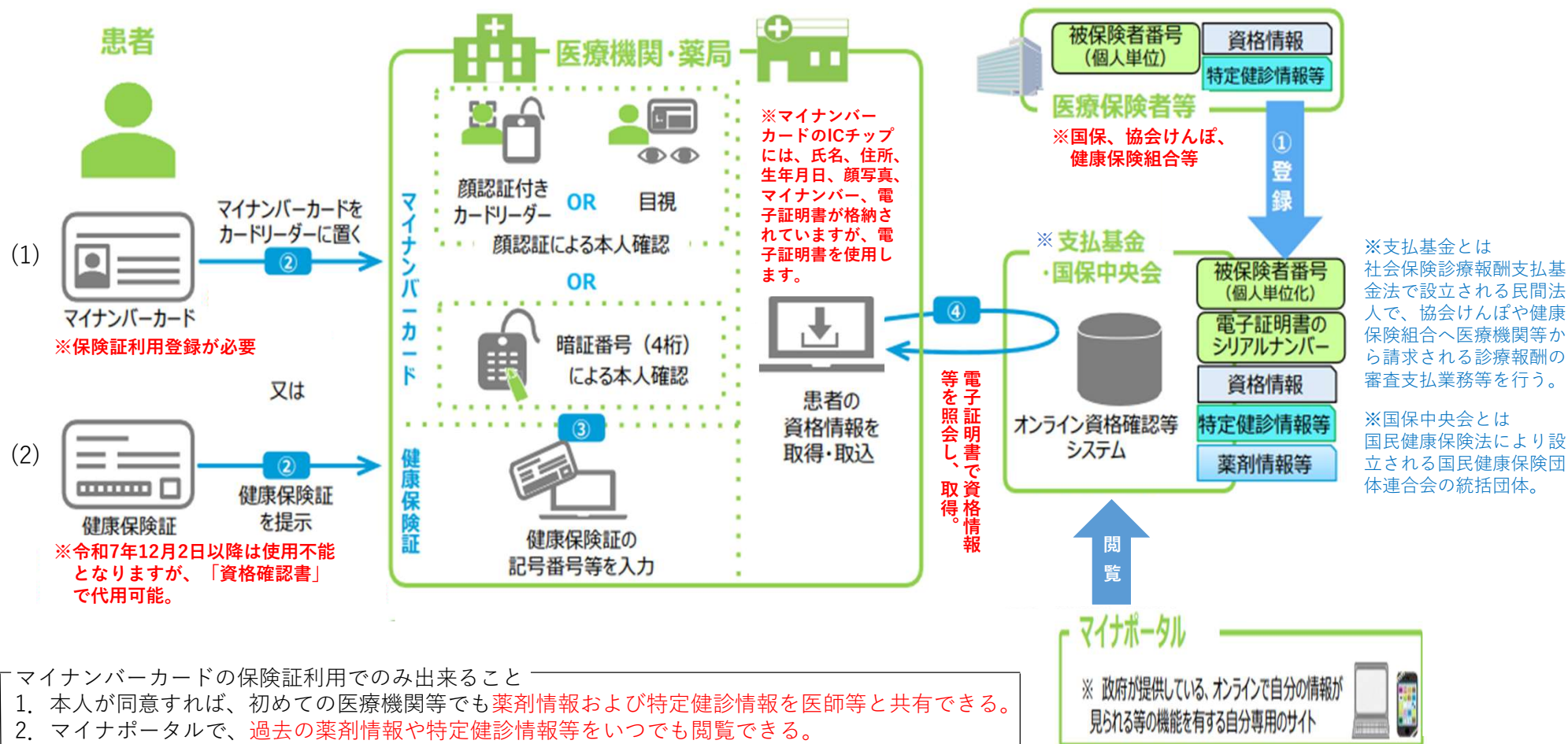
マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較について

健康保険証廃止後の比較です。

マイナ保険証をお持ちの方は、①②のみが対象となります。

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	備 考
①	マイナ保険証	マイナンバーカード	・マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	・カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	・医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・特定健診・診療・薬剤情報を医師等と共有でき、医療データに基づくより適切な医療を受けられる ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になる など
②	資格情報のお知らせ	紙製カード型	・資格取得時に自動送付(R6.12.2以降の取得者) ・既加入者には令和6年10月初旬に送付(R6.9.8～R6.12.1加入者は、R6.12.2以降) ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	・医療機関等を受診するときに、 <u>カードリーダーが使えない場合</u>	・マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示 ※ <u>資格情報のお知らせのみでは受診不可</u>	・令和6年9月発刊の機関紙「サニタ48」に詳細が掲載されています
③	資格確認書	現在の保険証と同じプラスチックカード型	・新規加入者は原則資格取得届提出時に申請(R6.12.2以降) ・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行(R7年10月下旬に発行)	・ <u>マイナ保険証をお持ちでない方</u> が医療機関等を受診するとき	・医療機関等に提示	・従来の保険証と同じ感覚で使える ・有効期限がある(令和11年11月30日) ※有効期限までにマイナ保険証による資格確認ができない方には、改めて資格確認書を交付します ・「限度額適用認定証」が必要な場合、申請が必要となる(従来の保険証と同様)

健康保険証等による医療機関等への受診の仕組みについて (オンライン資格確認の概要)



マイナンバーカードの保険証利用でのみ出来ること

1. 本人が同意すれば、初めての医療機関等でも薬剤情報および特定健診情報を医師等と共有できる。
2. マイナポータルで、過去の薬剤情報や特定健診情報等をいつでも閲覧できる。
3. 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。
4. マイナポータルを通じた医療費通知情報（保険医療機関分）の自動入力で、確定申告時の医療費控除が簡単になる。